

第2回定例校長会レジュメ

1 日 時 令和8年5月8日（金）午前9時30分から

2 場 所 島本町役場 4階 議会第3・4会議室

3 次 第

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 案件

① 教推 教育情報の取扱いについて

② 教推 令和8年度管理職選考について

③ 教推 令和9年度教科用図書採択に係る展示日程について

④ 教推 支援学級及び通級による指導について

⑤ 教推 北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について

⑥ 教推 学校における警備体制等について

⑦ 教推 町立学校教職員に係る時間外勤務の実績について

⑧ その他

(4) 閉会

次回の日程 6月3日（水）午前9時30分から

島本町役場 4階 議会第3・4会議室

令和7年度実施 公立小・中・義務教育学校校長・教頭・指導主事等選考の日程等

月 日	校長・教頭・指導主事等各選考 教諭・行政職等校長特別選考※ 教頭特別選考※ (※学校籍にある者)	教諭・行政職等校長特別選考※ 教頭特別選考※ (※学校籍でない者)
令和7年 7月4日(金)	一次選考対象者 推薦締切	
7月 下旬	受 験 票 送 付	
8月9日(土) (予備日：8月23日(土))	一次選考(筆答考査)	〔場所〕府教育センター
9月 下旬	二次選考対象者 発 表	
9月 下旬) 10月 下旬		二次選考 (面接考査)
10月14日(火)	二次選考対象者 書類締切	
11月 月上旬		選考結果 通 知
11月 中旬) 11月 下旬	二次選考 (面接考査) 校 長 教 頭 指導主事等 〔場所〕 エルおおさか (より 選考対象者数の多寡に 日程・場所を変更する)	
12月 下旬	選考結果 通 知	

小学校、中学校及び義務教育学校校長選考要領

(昭49.12.23改正)

(中略)

(令6.5.16改正)

1 目的

この要領は、小学校、中学校及び義務教育学校校長としての資質能力を有する者を選考する方法について定めるものとする。

2 選考対象者

次の各項に基づき、市町村教育委員会教育長が推薦する者。

(1) 資格

選考対象者は、次のアからオまでのすべてに該当する者とする。

ア 学校教育法施行規則第20条に該当する者

イ 35歳以上58歳以下の者

ウ 教頭又は指導主事若しくはこれに準ずる職の者

エ 人格が高潔で教育について高い識見をもつ者

オ 府費負担教職員である者又は本府と国、他の地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人（以下、「他団体」という。）の業務と密接な関連を有する

本府の業務の必要上、本府と他団体との相互了解のもとに行われる

計画的な人事交流により、選考の受験時に府費負担教職員でない者

(注) ①年齢及び年数の計算基準日は、選考を実施する年度の末日とする。

②経験年数の計算において、4月中の発令は4月1日付発令とみなす。

(2) 推薦上の留意事項

ア へき地教育、支援教育又は人権教育に携わり、その振興に貢献した者の実績について考慮すること。

イ 女性教員の積極的な推薦に配慮すること。

3 選考

(1) 大阪府教育庁に校長候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員長は教育長とする。

(3) 委員は次の職にある者をもって充てる。

教育監、教育次長、教職員室長、教職員人事課長、その他教育長が命じた者。

(4) 委員会は、この要領に基づき小学校、中学校及び義務教育学校の校長選考を運営し、必要な事項を定めることができる。

(5) 選考は、次の方法によって行う。

ア 一次選考 筆答試験

イ 二次選考 面接試験

ただし、次に掲げる者については、試験の全部又は一部を免除できる。

- ・ 校長経験を有する者
- ・ 現に指導主事である者
- ・ 大阪府教育委員会教育長が指導主事に準ずる職にあると認めた者
- ・ 前年度の二次選考受験者（ただし、引き続く年度で1回限りとする。）

(6) 市町村教育委員会教育長は、推薦する一次選考対象者について、名簿を作成し、大阪府教育庁教職員室教職員人事課に提出するものとする。

4 校長候補者名簿の作成

(1) 委員会は選考の結果に基づき、直ちに「小学校、中学校及び義務教育学校校長候補者名簿」を作成する。

(2) 名簿の有効期間

当該名簿を作成した日から、原則59歳となる年度の4月1日まで有効とする。

5 特別選考の実施

(1) 市町村教育委員会教育長の推薦する者を特別に選考する場合は、別に要領を定める。

(2) 任期付職員として校長を選考する場合は、別に要領を定める。

6 年度途中の欠員に対応するための選考の実施

年度途中で校長の欠員が生じ、「小学校、中学校及び義務教育学校校長候補者名簿」に登載されている者の任用が困難である場合、市町村及び対象者の職を限定し選考を実施する。

小学校、中学校及び義務教育学校教頭選考要領

(昭49.12.23改正)

(中略)

(令6.5.16)

1 目的

この要領は、小学校、中学校及び義務教育学校教頭としての資質能力を有する者を選考する方法について定めるものとする。

2 選考対象者

次の各項に基づき、市町村教育委員会教育長が推薦する者。

(1) 資格

選考対象者は、次のアからエまでのすべてに該当する者とする。

ア 学校教育法施行規則第23条に基づき、第20条に該当する者。

イ 35歳以上57歳以下の者で、原則として教職経験5年以上の者。

ウ 人格が高潔で実践力に富み、教育について高い識見をもつ者。

エ 府費負担教職員である者又は本府と国、他の地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人（以下、「他団体」という。）の業務と密接な関連を有する本府の業務の必要上、本府と他団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、選考の受験時に府費負担教職員でない者

(注) ①年齢及び年数の計算基準日は、選考を実施する年度の末日とする。

②経験年数の計算において、4月中の発令は4月1日付発令とみなす。

(2) 推薦上の留意事項

ア へき地教育、支援教育又は人権教育に携わり、その振興に貢献した者の実績について考慮すること。

イ 女性教員の積極的な推薦に配慮すること。

3 選考

(1) 大阪府教育庁に教頭候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員長は教育長とする。

(3) 委員は次の職にある者をもって充てる。

教育監、教育次長、教職員室長、教職員人事課長、その他教育長が命じた者。

(4) 委員会は、この要領に基づき、小学校、中学校及び義務教育学校の教頭選考を運営し、必要事項を定めることができる。

(5) 選考は、次の方法によって行う。

ア 一次選考 筆答試験

イ 二次選考 面接試験

ただし、次に掲げる者については、試験の全部又は一部を免除できる。

- ・ 教頭経験を有する者。
- ・ 現に指導主事である者。
- ・ 大阪府教育委員会教育長が指導主事に準ずる職にあると認めた者。
- ・ 前年度の二次選考受験者（ただし、引き続く年度で1回限りとする。）。

- (6) 市町村教育委員会教育長は、推薦する一次選考対象者について、名簿を作成し、大阪府教育庁教職員室教職員人事課に提出するものとする。

4 教頭候補者名簿の作成

- (1) 委員会は選考の結果に基づき、直ちに「小学校、中学校及び義務教育学校教頭候補者名簿」を作成する。
- (2) 名簿の有効期間
当該名簿を作成した日から、原則58歳となる年度の4月1日まで有効とする。

5 特別選考の実施

市町村教育委員会教育長の推薦する者を特別に選考する場合は、別に要領を定める。

6 年度途中の欠員に対応するための選考の実施

年度途中で教頭の欠員が生じ、「小学校、中学校及び義務教育学校教頭候補者名簿」に登載されている者の任用が困難である場合、市町村及び対象者の職を限定し選考を実施する。

令和9年度教科用図書採択に係る展示日程について

教育推進課
R8. 4. 22

<法定外展示>

人権文化センター：6月2日(火)～6月19日(金) (14日間)
9時～17時00分 ※土日除く

<法定展示>

図書館：6月20日(土)～7月5日(日) (14日間)
10時～17時 ※月曜除く 金曜日は18時まで

<法定外展示>

図書館：7月7日(火)～7月14日(火) (7日間)
10時～17時 ※月曜除く 金曜日は18時まで

令和8年度

人権文化センター：←-----→

図書館：←-----→

(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
31	6/1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	7/1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18

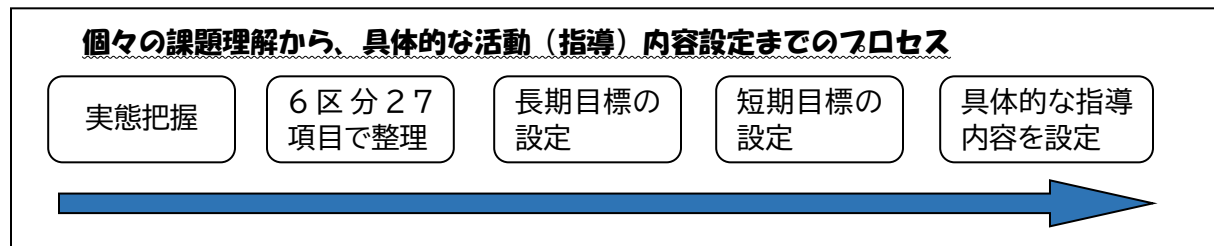
令和8年度支援学級及び通級による指導について

特別の教育課程の編成

- 特別の教育課程の検討のプロセス
 - (1)個々の障がいの状況を把握
 - (2)「特別の教育課程の編成」の必要性を検討
 - (3)支援学級設置の計画を立てる
 - (4)支援学級に入級が決定
- 個々の障がいの状況に応じた教育課程を編成する（個々に正対した活動をつくる）
- 個々の障がいによる学習上または生活上の困難を改善、克服するための「自立活動」を取り入れる

自立活動の指導

- 自立活動の時間の教育課程上の位置づけを理解する
- 個々の課題に応じた自立活動の指導の充実を図る



交流及び共同学習について

- 通常の学級において、『交流及び共同学習』を実施する場合には、「合理的配慮」と「特別の教育課程による指導」を明確に区別し、必要な指導体制を構築することが重要
 - ※交流学習…相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした学習
 - 共同学習…教科等のねらいの達成を目的とする学習

通級による指導

- 通級による指導内容の充実
- 通級による指導の位置づけと対象となる児童生徒

まとめ

- ★支援学級等で実施される特別の教育課程について、管理職や教職員の正しい理解
- ★通常の学級における指導・支援の充実

島教教第4181号
令和8年3月3日

各 学 校 長 様

島本町教育委員会事務局
教育こども部教育推進課長

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について（依頼）

令和8年3月2日付け教小中第3565号にて、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長から、標記について依頼がありました。

つきましては、別添写しを送付しますので、貴校教職員に周知願います。

< 担 当 >

教育推進課 吉田・原山

電 話 075(962)0391（直通）

町内線 186・190

e-mail k-suishin@shimamotocho.jp

教小中第 3565 号
令和 8 年 3 月 2 日

各市町村教育委員会
人権教育主管課長 様

大 阪 府 教 育 庁
市町村教育室小中学校課長

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について（依頼）

標記について、別添（写し）のとおり、令和 8 年 2 月 25 日付け閣副第 188 号および 7 初児生第 28 号により内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長および文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から依頼がありました。

つきましては、貴所管の小・中学校等に対し周知いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

担 当：大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課
進路支援グループ 大西 裕貴

電 話：06-6941-0351（内線 5484）

06-6944-3817（直通）

E-mail：OnishiHirok@mbx.pref.osaka.lg.jp

(写)

閣 副 第 1 8 8 号
7 初 児 生 第 2 8 号
令 和 8 年 2 月 2 5 日

各都道府県教育委員会人権教育担当課長
各指定都市教育委員会人権教育担当課長
各都道府県私学主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課長
附属学校を置く各公立大学法人附属学校主管課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の主管課長

殿

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について

標記の件について、これまでも政府拉致問題対策本部及び文部科学省から文書により依頼しておりますが、このたび、別添のとおり、国务大臣（拉致問題担当大臣）及び文部科学大臣名の依頼を各都道府県教育委員会教育長ほか関係方面宛に発出しましたのでお知らせします。

同本部事務局では、令和7年度の新たな取組として、拉致問題の経緯、政府の取組、北朝鮮側の主張の問題点等を分かりやすく解説した動画「あの日、僕は拉致問題を知った」を制作しました。こちらは、アニメ「めぐみ」と併せて視聴いただくことで、横田めぐみさん拉致という特定の事例だけでなく、問題の全体像も理解できる内容となっています。また、下記のとおり、視聴者の年齢や理解度に応じたこども向け動画等の各種素材を用意しています。

今後とも、一刻の猶予もないこの拉致問題の重大さを改めて御認識の上、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持ってもらえますよう、下記の諸点について管下各教育委員会及び学校等の関係機関に周知いただくとともに、これらの映像作品の上映等、その活用について、学校現場の負担軽減の観点も踏まえつつ、なお一層の取組促進に係る御協力をお願いいたします。

1 アニメ「めぐみ」等の動画コンテンツの視聴及びアンケートへの御協力について

(1) 動画コンテンツの視聴について

○アニメ「めぐみ」(短縮版含む)、ドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」

貴管下の学校等教育機関で、アニメ「めぐみ」(約25分)やアニメ「めぐみ」短縮版(約15分)、ドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」(約90分)のDVDの貸与(送付)を希望する場合は、受付メールアドレス(g.rachi@cas.go.jp)宛て、①住所、郵便番号②宛名③電話番号④貸与を希望するDVD名⑤希望枚数⑥担当者氏名を御記入の上、御連絡ください。

また、アニメ「めぐみ」については、YouTube政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル(<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>)及び政府広報オンライン(https://www.gov-online.go.jp/territory_sovereignty/abduction_issue/)での視聴や、ダウンロード(<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/index.html>)が可能です。

○拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」 子供向けアニメーション動画「たいせつな人をとり戻すために」 (令和7年度新規制作コンテンツ)

拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」：拉致問題の経緯、政府の取組、北朝鮮側の主張の問題点等を約7分の短編5本構成で分かりやすく解説する動画です。一部ドラマ仕立てで、ドラマ部分は主人公の大学生がテレビ局で番組制作のアルバイトを通じ、学びを深め、使命感を抱いていく内容です。解説部は、インフォグラフィクスやアーカイブ映像を多用し、理解しやすい映像を展開しています。

子供向けアニメーション動画「たいせつな人をとり戻すために」：子供向けに作成したパンフレットを基に、優しいタッチで拉致問題の全体像を分かりやすく解説した動画です。

これらは、YouTube政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル(<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>)での視聴が可能です。

(2) アンケートへの御協力について

貴管下の学校等教育機関で、アニメ「めぐみ」等を上映した場合には、過去既に提出いただいた場合であっても、その都度、別紙「アニメ『めぐみ』等の活用状況に関するアンケート」に御協力をお願いします。

所要事項を御記入の上、内閣官房拉致問題対策本部事務局(FAX:03-3581-6011又はE-mail:g.rachi@cas.go.jp)宛てに送信願います。

(3) 当事務局職員による拉致問題の概要説明について

上記の動画コンテンツ上映に当たり、当事務局職員から拉致問題の概要等について説明を希望される場合、職員等を派遣することも可能です(謝金、旅費不要)。末尾のお問合せ先(内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室)に御相談ください。

2 その他のコンテンツの活用について

上記1の他に、教育現場で活用いただけるコンテンツは以下のとおりですので、積極的に御活用願います。拉致問題対策本部ホームページの広報・啓発資料一覧も御参照ください。(<https://www.rachi.go.jp/jp/sitemap/shiryo.html>)

(1) パンフレットについて

拉致問題子ども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」は、ホームページに掲載(<https://www.rachi.go.jp/index.html>)しています。

各パンフレットの製本版の送付を希望する場合は、受付メールアドレス(g.rachi@cas.go.jp)宛て、①住所、郵便番号②宛名③電話番号④送付を希望する部数⑤担当者氏名を御記入の上、御連絡ください。

(2) 電子漫画について

拉致被害者田口八重子さんの長男である飯塚耕一郎氏に焦点を当てた電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ一歳だった」を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象に、拉致問題対策本部電子図書館にて無償で貸与しています。(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/library/library.html>)

貸し出しを希望する場合には、受付メールアドレス(g.rachi@cas.go.jp)宛てに、①学校名②担当者名③貸し出し希望冊数④貸し出し開始希望日を御記入の上、御連絡ください

(3) オンライン教員セミナー収録映像について

拉致問題に関する教員等セミナー収録映像の一部をDVDで貸し出しています。詳細は次のとおりです。

- ・拉致問題から人権教育を考える講義(元学習院大学教授 梅野正信氏)約40分
- ・拉致被害者御家族の講話(曾我ひとみ氏)約50分

教員等研修DVDの貸与を希望する場合は、受付メールアドレス(g.rachi@cas.go.jp)宛てに、①住所、郵便番号②教育委員会名又は学校名③電話番号④担当者氏名⑤同オンライン研修映像の用途を御記入の上、御連絡ください。

3 拉致問題に関する作文コンクールへの参加について

全国の中高生を対象に通年で実施しています。(過去の入賞作品はホームページに掲載しています。(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/sakubun.html>))

募集要項は、上記HPに掲載のとおりですので、一人でも多くの中高生に参加いただけるよう御協力をお願いいたします。

<添付資料>

(別添) 国務大臣(拉致問題担当大臣)・文部科学大臣連名通知「北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進等について(依頼)」(令和8年2月25日付け閣副第187号、7文科初第2338号)

(別紙) アニメ「めぐみ」の活用状況に関するアンケート

【お問い合わせ先】

○拉致問題に関する映像コンテンツの活用及び作文コンクールに関すること

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室政策企画室

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-3581-8898 (直通) FAX : 03-3581-6011

E-mail : g.rachi@cas.go.jp

拉致問題ホームページURL : <https://www.rachi.go.jp/>

○学校教育における人権教育に関すること

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (内線 3297) FAX : 03-6734-3735

E-mail : jidous@mext.go.jp

閣 副 第 1 8 7 号
7 文 科 初 第 2 3 3 8 号

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進等について（依頼）

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、拉致被害者やその御家族が御高齢となる中で、人命そのものがかった人道問題であるとともに、我が国に対する主権の侵害であり、政府は最重要課題と位置付け全力で取り組んでいます。

同時に、この問題の解決のためには、日本国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意思を示すことが力強い後押しとなります。特に、これまで拉致問題に触れる機会の少なかった若い世代の理解・関心を高めることが重要な課題となっています。

このため、政府拉致問題対策本部では、学校教育における人権教育の実践の場面で拉致問題を扱う際に参考となる映像コンテンツ等を制作しており、アニメ「めぐみ」以外にも、新たに、児童生徒等の年齢や理解度に応じた各種素材を用意するなどしています。

つきましては、これまでも同本部及び文部科学省から文書により依頼しておりますが、皆様方におかれては、一刻の猶予もないこの拉致問題の重大さを改めて御認識の上、各学校において、これらの映像コンテンツ等を活用した拉致問題に関する授業が実施され、拉致問題に関する作文コンクールへの参加が得られること等により、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持ってもらえますよう、なお一層の取組促進への御協力をお願いします。また、本通知の管下各教育委員会及び学校等への着実な周知をお願いします。

令和8年2月25日

国務大臣（拉致問題担当大臣）

文 部 科 学 大 臣

木原 稔
松本 洋平

学校における警備体制等について

島本町教育委員会

令和6年12月

学校における警備体制について

1 通常時の警備体制(門の管理)について

① 登校時

登校時は、安全管理員等が門を開放。なお、児童生徒へは登校時刻等について、次の点を指導すること。

*通常の授業時は、原則8時から8時30分の間に登校すること。

*遅刻して門が閉まっている場合は、インターホンを鳴らすこと。

*遅刻する場合は学校に連絡すること。

8時30分に施錠。その際、児童生徒の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

② 授業時・休憩時

(1)門は施錠している。校内からは正門横の通用口を解錠して出ること(小学校のみ)。

(2)来校者や遅刻した児童生徒がインターホンを鳴らすと、職員室でチャイムが鳴るため、その場合は、モニターで来校者等を確認の上、用件を聞き、通用口を解錠する。

(3)保護者が来校した際には、児童生徒名及び名札を確認する。保護者が名札を忘れた場合には、来校者カードを渡す。その場合は、来校者名簿に記名してもらう。

(4)参観時には、玄関に受付を設置し、来校者名簿への記名及び名札の着用を依頼する。

③ 下校時・放課後

(1)児童生徒は正門から(第一中学校はプール側の門も含む)下校させる。

(2)安全管理員は児童生徒の下校時刻を確認し、下校の際には、門を開けておく。

(3)来校者については、授業時と同様。

2 遅刻した児童生徒の対応について

インターホンが鳴り、モニターを確認すると自校の児童生徒であった場合

- (1)解錠し、校内に入るよう指示する(極力、下足室まで出迎える)。
- (2)小学校では、児童が正門横の通用口を通り抜けて、通用口が閉まるまで確認すること。(※児童と一緒に部外者が入らないように確認すること)

3 来校者の対応について

インターホンが鳴り、モニターを確認すると自校の児童生徒以外であった場合

- (1)来校者の名前と用件を確認する(保護者の場合は児童生徒名と名札を確認)。
- (2)挙動等が不審な場合は、すぐに校長又は教頭に連絡する。
- (3)名札を持参しており、不審な点が見られない場合は、
小学校⇒「今から解錠します。お入りください。」と伝え、解錠する。
中学校⇒直接、正門に出向き解錠する。
- (4)来校者が正門を入ったのちは、必ず門が施錠されているか確かめる。
- (5)名札を持参していない場合は、安全管理員または教職員が玄関へ行き、来校者名簿を確認した上で、来校者カードの着用を依頼する。
- (6)保護者については、入学当初に、来校時用の名札を各家庭等に2枚ずつ、児童生徒を通じて配付しているので、その着用を依頼する。忘れた場合は、一般の来校者カードを着用。
- (7)必要に応じて、訪問場所に案内する等対応する。

4 不審者等の早期発見のための取組について

- ① 万一の際に他の教職員に非常事態であることがわかるよう、登校後から下校するまでの間は、必ずホイッスルを携行すること。危急の事態が生じた場合は、ホイッスルを強く吹き続け、近くの教職員に知らせる。
- ② 所属する教職員であることが誰にでも分かるよう、校内では必ず名札を着用する。
- ③ 校内の移動時や休憩時間等は、危機管理の視点で校内の様子を常に見るよう意識する。

5 校内に不審者が侵入した場合の対応について

- ⇒ホイッスル・さすまた等を活用し、対応(各校の不審者対応訓練のとおり)。
※原則、小学校では保護者への引渡し、中学校では集団下校となるが、事案の内容により島本町教育委員会と連携し、決定する。
※各校、年に一度は実践的な不審者対応訓練を実施すること。

6 近隣で子どもの安全を脅かす事案が発生した場合の対応

緊急度の分類	事例	対応		
		教育委員会	学校	庁舎内
緊急度 1	①町内で※ <u>1</u> 警戒すべき事案が発生している場合 ②町内で※ <u>2</u> 動物出没情報を受理した場合	* 町内学校園所及び学童保育室に文書等で通知	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日は複数人での登下校を呼びかけ、翌日は通常どおり * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視	
緊急度 2	①町内で※ <u>3</u> 軽微な事件・事故が起こった場合 ②町内学校園所又は※ <u>4</u> 近隣市町学校園所を特定したインターネット・電話・投書等による脅迫があった場合 ③町内で※ <u>5</u> 動物による危害が発生した場合	* 町内学校園所及び学童保育室に電話及び文書等で通知 * 校庭開放・学習会・部活動等の放課後事業は中止を検討し、検討結果を町内学校に文書等で通知 * 事案により高槻市教委・大山崎町教委・大阪青凌に情報提供	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日及び翌日は複数人での登下校を呼びかけ(状況に応じて集団下校も選択) * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視 * 原則として保護者(安全ボランティア)宛メールを送信(文案は教育推進課で作成)	* 危機管理室・政策企画課に情報提供。事案によりタウンメール又は町LINEで情報発信(見守り協力要請)(文案は教育推進課で作成)
緊急度 3	①近隣市町において※ <u>6</u> 凶悪事件が発生し、犯人が町内にいる可能性がある場合 ②緊急度2の事案が継続して発生している場合	* 町内学校園所及び学童保育室に電話及び文書等で通知 * 校庭開放・学習会・部活動等の放課後事業は中止 * 高槻市教委・大山崎町教委・大阪青凌に情報提供	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日及び翌日は、集団登下校・待機・複数登下校のいずれかの対応 * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視 * 保護者(安全ボランティア)宛メールで情報発信(文案は教育推進課で作成)	* 危機管理室・政策企画課に情報提供。タウンメール又は町LINEで情報発信(見守り協力要請)(文案は教育推進課で作成)
緊急度 4	校内又は町内で凶悪事件が発生し、凶器を所持した犯人等が校区内にいる可能性が高い場合	* 町内学校園所及び学童保育室に電話及び文書等で通知 * 校庭開放・学習会・部活動等の放課後事業は中止 * 高槻市教委・大山崎町教委・大阪青凌に情報提供	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日及び翌日は、小学校は保護者引き渡し、中学校は集団下校 * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視 * 保護者(安全ボランティア)宛メールで情報発信(文案は教育推進課で作成) * 事案により職員招集	* 危機管理室・政策企画課に情報提供。タウンメール又は町LINEで情報発信(見守り協力要請)(文案は教育推進課で作成)

備考

緊急度1について

- ※1 警戒すべき事案:声かけはあったが、実害が発生していないもの
- ※2 動物出没情報:クマ・イノシシ・サル・シカ等の出没に係る情報

緊急度2について

- ※3 軽微な事件・事故:声かけ及び身体接触、無許可で写真を撮られる、露出等
- ※4 近隣市町:大阪府三島地域(吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町)
京都府乙訓地域(向日市、長岡京市、大山崎町)
- ※5 動物による危害:噛みつきや体当たり等で実害があった場合

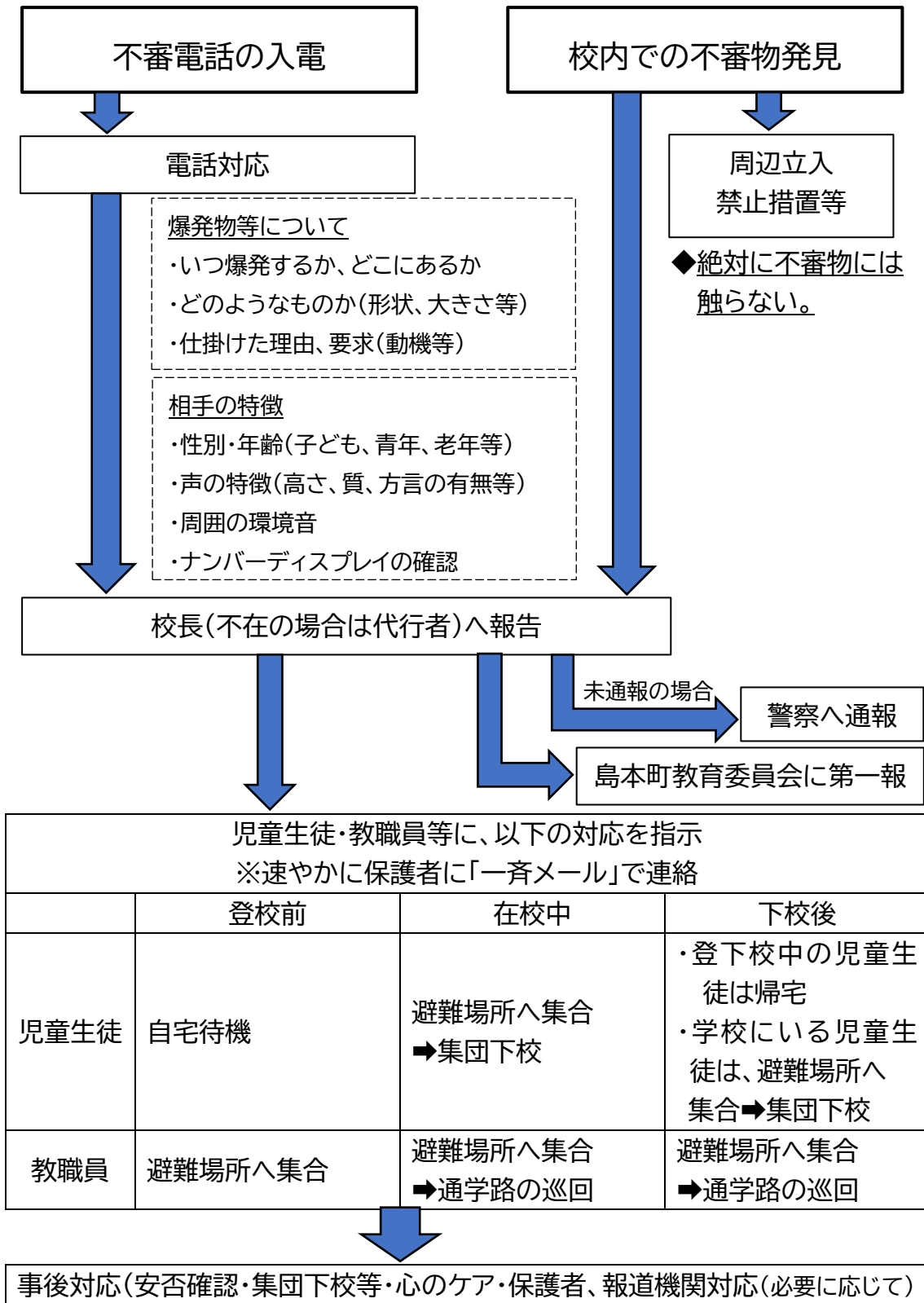
緊急度3について

- ※6 凶悪事件:殺人、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買等(警察白書における重要犯罪より)

その他

事案発生の際当該校とその他の学校の対応は異なる場合があります。

7 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



令和7年度時間外勤務一覧

1 小学校・中学校における1か月あたりの平均時間外勤務時間数（単位：時間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
小学校平均	42:59	38:10	36:51	28:38	9:06	30:54	37:58	29:57	30:57	24:19	27:51	30:50	30:42
中学校平均	37:51	39:28	34:44	35:26	14:22	33:41	36:58	32:25	31:47	26:50	28:17	26:37	31:32
全体平均	41:16	38:36	36:09	30:54	10:51	31:50	37:38	30:47	31:13	25:09	27:59	29:26	30:59

2 2か月連続時間外勤務時間が60時間超、または1か月80時間超の人数（単位：名）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校計	3	8	3	2	0	0	2	3	0	0	0	0
中学校計	2	8	4	5	0	0	2	0	0	2	1	0
全体合計	5	16	7	7	0	0	4	3	0	2	1	0

3 月80時間超の人数（単位：名）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校計	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校計	2	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
全体合計	4	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0